平成２６年（フ）第３６号
新潟県長岡市川崎４丁目406番地１
債務者　菊池真知子
１　決定年月日時　平成26年５月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－８棟201号
債務者　安井　実絵
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５号
岡山県笠岡市富岡101番地11　雇用促進２―308
債務者　鳴海裕二郎
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
岡山県笠岡市一番町５番地29　市営住宅一番町団地196号
債務者　土屋満理子
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
高知市六泉寺町87番地２　桜木ビル403、申立時の住所高知県土佐市新居151番地
債務者　岡田　圭二
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７７号
高知県土佐市新居151番地
債務者　長野　留美（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１８号
高知市土居町２番16号　１Ｆ
債務者　山田　志津
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２６号
高知県高知市鴨部３丁目８番26―３号　もみの木荘２Ｆ南
債務者　安部登志子
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３０号
高知市山手町10番地
債務者　川田　善孝
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３１号
高知市山手町10番地
債務者　川田　啓子
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第９２号
愛知県豊橋市東田町75番地　104
債務者　内山　希江
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９１５号
大阪市此花区高見１丁目６番22―314号
債務者　上田　昌弘
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３１号
大阪市此花区四貫島２丁目18番３―601号
債務者　安田淳一郎
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２６号
東京都小平市学園西町２丁目15番３号Ｋ＆Ｋ一橋学園203号
債務者　嶋村　キヨ
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３９号
静岡県浜松市北区初生町1158番地の２　マローネスカラ202
債務者　白柳　英彦
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
愛知県豊川市谷川町洞226番地　サンシティ豊川105号
債務者　浅野　高貴
１　決定年月日時　平成26年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月11日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第６６号
川崎市多摩区菅馬場２丁目４番40号　ハウスＮＩＮＥ２―Ｃ
債務者　酒井浩一こと　李　　浩一
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年７月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係